

第5章 心のバリアフリーの推進

(1) 心のバリアフリーの考え方

道路や施設等のハード面の整備も重要ですが、一人ひとりの意識等のソフト面でのバリアフリーも重要です。たとえば、視覚障がい者誘導用ブロックの上に違法駐輪等があると、衝突等によって重大な事故につながる可能性があります。このように、たとえ道路等のハード面の整備が進んでも、マナーやモラルが欠如していると、高齢者や障がい者等を危険に晒すこととなります。心のバリアフリーとは、高齢者や障がい者等の立場に立って、どういう時に不便を感じるのかを考え、互いに協力し合うことです。

(2) バリアフリー新法の位置づけ

バリアフリー新法において、国民の責務として高齢者、障がい者等が日常生活、社会生活を自立して送ることができるように高齢者や障がい者等に対して理解を深め、移動等の際に積極的に協力することが定められています。

また、基本方針においては、施設設置管理者はハード面の整備だけでなく、高齢者、障がい者等の利用を拒むことなく適切な対応をとることができるように、職員等に対して継続的な教育訓練を行うよう定められています。



第6章 バリアフリー基本構想の推進に向けて

本基本構想の実効性を高め、総合的かつ一体的なバリアフリー化を推進していくためには、市民、事業者、行政が連携しながら取り組み、進行管理を行うことが重要です。

(1) 市民・事業者・糸島市の役割

1) 市民の役割

本基本構想を進めていくためには、心のバリアフリーが必要不可欠です。市民のマナーやモラルの改善の他、ほんの少しの手助けが高齢者や障がい者等にとって大切であることから、市民一人ひとりが相手の立場に立って考え、できることから行動することが市民の役割として重要です。

2) 事業者の役割

事業者や施設設置管理者については、既存建築物の改修に伴いバリアフリー化を努めるものとします。また、従業員のバリアフリー教育を充実させ、心のバリアフリーにも取り組むことが大切です。合わせて、福岡県警察については、違法駐車取締の強化や違法駐車防止に関する広報・啓発活動に努めるものとします。

3) 糸島市の役割

市民や事業者の取組を支援するため、広報やホームページ、出前講座等でバリアフリーに関する情報提供を行います。また、国・県と連携しながら市民や事業者への学習・体験機会等の充実や市民の自主的な活動に対する支援を図ります。さらに、既存建築物の改修の際にはバリアフリー化に努めます。

(2) 取組の継続（スパイラルアップ）

本基本構想を推進するため、今後策定される各事業計画の内容や進捗状況等をフォローアップし、本基本構想の見直しの際には検証・評価を行い、市民の意見を踏まえて、段階的に発展するよう努めます。

(参考) 出前講座

心のバリアフリーの取組の一つに出前講座があります。

前原小学校のバリアフリーに関する取組については資料へ



平成 27 年に前原小学校で行われた出前講座の様子